

## 品川区立荏原平塚総合区民会館指定管理者候補者の公募について

### 1. 趣旨

品川区立荏原平塚総合区民会館の管理については、開設当初の平成25年4月1日から指定管理者制度を導入している。令和5年3月31日をもって第二期の指定管理期間の5年間の満了となるため、令和5年4月1日からの指定管理者候補者を公募する。

### 2. 指定管理者が管理を行う施設

- (1) 名称 品川区立荏原平塚総合区民会館
- (2) 所在地 品川区荏原4丁目5番28号

### 3. 指定管理者が行う主な業務

- (1) 指定管理業務
  - 施設の運営に関すること
  - 使用の承認および使用の承認の取り消しに関すること
  - 利用料金の徴収に関すること
  - 施設の維持及び修繕に関すること
  - 上記に挙げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務
- (2) 指定事業
  - 区が指定する文化芸術活動およびスポーツ活動に係る事業の運営に関すること
- (3) 自主事業
  - 施設の設置目的の範囲内で、かつ、指定管理業務または指定事業に支障のない範囲内において指定管理者が自己の責任と負担で行う事業の運営に関すること

### 4. 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

### 5. 指定管理者候補者の選定

- (1) 選定方法
  - 公募型プロポーザル方式により候補者を選定する。
- (2) 選定委員会の設置
  - 候補者の選定にあたっては、「品川区立荏原平塚総合区民会館指定管理者候補者選定委員会」を設置する。
- (3) 選定基準
  - 指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。
    - ①使用者の平等な利用およびサービス向上を図るものであること。
    - ②会館の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

- ③会館の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
- ④前3号に掲げるもののほか、会館設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

## 6. 今後の予定

令和4年6月	募集要項の配布
8月	指定管理者候補者選定予備委員会開催
9月	指定管理者候補者選定委員会開催・選定
12月	指定管理者指定の議決
令和5年3月	指定管理者業務の協定締結
4月	指定管理者業務開始